学校感染症による出席停止扱いについて

北海道小樽水産高等学校

学校保健安全法第１９条により、児童・生徒が感染症にかかった場合、集団への広がりを防止するため、医師が必要と認めた期間は出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。
下記の感染症は学校において予防すべき感染症ですので、出席停止期間中は他の生徒との接触や外出を控え、十分に療養する必要があります。
なお、登校する際には、別紙「登校許可書」に医師の証明を得て、学校へ提出します。

１　学校において予防すべき感染症の種類　　H27.4 現在

第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）、特定鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１，Ｈ７Ｎ９）
第２種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症 例：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎＜ノロウイルス、ロタウイルス等＞

２　出席停止期間

・第１種については、治癒するまで。

・第２種（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

病　　名	出　席　停　止　期　間
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで

・結核、髄膜炎菌性髄膜炎と第３種については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。